

掛川市地区まちづくり協議会連合会会則

(趣旨)

第1条 掛川市内の地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)相互の連携強化及び情報共有を図るために、掛川市地区まちづくり協議会連合会(以下「本会」という。)を置く。

(会員)

第2条 本会の会員は、市内全ての地区まちづくり協議会会長をもって組織する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、まちづくり協働センター(市民協働部生涯学習協働推進課)内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の趣旨に基づき、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市内の全ての協議会が協働で取り組むべき課題の解決に関する事業
- (2) 成功事例などの情報共有化による協議会の活動の充実及び発展に関する事業
- (3) 地域課題解決のための専門的な知識の習得に関する事業
- (4) 会員の資質向上のための研修及び勉強会に関する事業
- (5) その他この会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

(役員選任)

第6条 会長及び副会長は、会長の互選をもって選任する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 役員の前欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(役員任期)

第8条 役員の前任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 本会の会議は、連合会会議とする。

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、連合会会議で定める。

附 則

この会則は、平成27年7月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。